

新潟県の最低賃金

地域別最低賃金	最低賃金額	適用の範囲	効力発生年月日
 <p>新潟県最低賃金 985円 時間額 パート・アルバイト・臨時・嘱託等、 などの雇用形態の方も含まれます。 また、下記の特定最低賃金が適用除外となる方も含まれます。</p> <p>効力発生年月日 令和6年10月1日 新潟デザイン専門学校 デジタルデザイン科 樋口 明莉さん作品</p>	時間額 985 円	新潟県内の事業場で働くすべての労働者に適用 (パート・アルバイト・臨時・嘱託等、 などの雇用形態の方も含まれます。 また、下記の特定最低賃金が適用除外となる方も含まれます。)	6. 10/1

特定最低賃金	最低賃金額	適用除外業務及び年齢	効力発生年月日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (電球製造業及び電気計測器製造業を除く)	時間額 1,005 円	1. 18歳未満又は65歳以上の者 2. 扱い後6月末満の者であって、技能習得中のもの 3. 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 操作が容易な小型機械を使用して行う電気機械器具、情報通信機械器具若しくは電子部品・デバイス部品の組立又は加工業務 ハ 組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、曲げ、磨き、刻印打ち、かしめ、塗油、検品、材料の送給、取りそろえ、選別、袋詰め、箱詰め又は包装の業務 ニ 運搬(動力によるものを除く)、用務員、賄いの業務	5. 12/27
自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業	時間額 1,015 円	1. 18歳未満又は65歳以上の者 2. 扱い後6月末満の者であって、技能習得中のもの 3. 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者	6. 12/8
各種商品小売業 (衣食住にわたる商品を小売する百貨店、総合スーパー等)		新潟県最低賃金額が各種商品小売業特定最低賃金額(932円)を上回ったため、令和6年10月1日から新潟県最低賃金額の 985円 が適用されます。	

- ※ 業種分類は日本標準産業分類に基づいたものです。
- ※ 最低賃金は、公益・労働者・使用者の各代表委員からなる審議会の審議・答申を経て改正決定されています。
- ※ 最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金に限定されます。
 なお、賃金が時間額以外の基準(日額、月額、その他)で定められている場合は、日額、月額等を時間額に換算して比較することとなります。
 また、次の賃金は対象になりません。
 - ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
 - ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
 - ③ 時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金(割増賃金など)
 - ④ 精勤手当、通勤手当、家族手当
- ※ 派遣労働者は、派遣先の地域(産業)に適用される最低賃金が適用されます。
- ※ 中小企業・小規模事業場のみなさまへの支援策を行っております。
 ・賃金引き上げを支援する「業務改善助成金」は、新潟労働局雇用環境均等室(025-288-3528)までお気軽にご相談ください。
 ・賃金引き上げにお悩みの方は、「新潟働き方改革推進センター」(0120-009-229)までお気軽にご相談ください(相談無料)。

最低賃金に関するお問い合わせは

新潟労働局賃金室または最寄りの労働基準監督署まで
(TEL 025-288-3504)

(新潟、長岡、上越、三条、新発田、新津、小出、十日町、佐渡)

